

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第百二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （個別計画の要件等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>2 条例第二条第六号の規則で定める基本的な事項は、<u>施設</u>の構造又は配置とする。</p> <p>第五条から第四十条まで（現行のとおり） （特例環境配慮書についての公示）</p> <p>第四十一条 条例第三十五条において準用する条例第十六条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p> <p>七 <u>条例第四十八条第一項に規定する評価書案に相当する内容の概略</u></p> <p>八から十一まで（現行のとおり）</p> <p>第四十二条から第四十六条まで（現行のとおり） （対象計画についての変更の届出等）</p> <p>第四十七条 条例第三十七条第一項の規定による届出は、<u>条例第十一条第二項第一号に掲げる事項又は同項第二号の対象計画の案の名称を変更しようとするときにあつては氏名等変更届（別記第三十号様式）により、同号の対象計画の案の目的又は内容を変更しようとするときにあつては計画案内容等変更届（別記</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条まで（略） （個別計画の要件等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 条例第二条第六号の規則で定める基本的な事項は、<u>建築物、工作物その他の施設（以下「施設」という。）</u>の構造又は配置とする。</p> <p>第五条から第四十条まで（略） （特例環境配慮書についての公示）</p> <p>第四十一条 条例第三十五条において準用する条例第十六条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一から六まで（略）</p> <p>七 <u>条例第四十八条に規定する評価書案に相当する内容の概略</u></p> <p>八から十一まで（略）</p> <p>第四十二条から第四十六条まで（略） （対象計画についての変更の届出等）</p> <p>第四十七条 条例第三十七条第一項の規定による届出は、<u>条例第十一条第二項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときにあつては変更届（別記第三十号様式）により、対象計画の策定を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止（廃止）届（別記第三十一号様式）により行わなければならない</u></p>

第三十号様式の二)により、対象計画の策定を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止(廃止)届(別記第三十一号様式)により行わなければならない。

2 条例第三十七条第一項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象計画の案の基本的な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が十パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めべき特別の事情がある変更を除く。

二 変更後の対象計画の案に係る計画段階関係区市町村長に、変更前の計画段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更

三 工期を変更しない変更

四 環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容(条例第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容)をいずれも変更する必要がない変更

第四十八条から第五十三条まで (現行のとおり)

(特定の地域における環境影響評価の項目)

第五十四条 条例第四十条第四項及び条例第四十八条第一項の規則で定める環境影響評価の項目は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める項目とする。

一 及び二 (現行のとおり)

い。

第四十八条から第五十三条まで (略)

(特定の地域における環境影響評価の項目)

第五十四条 条例第四十条第四項及び条例第四十八条の規則で定める環境影響評価の項目は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める項目とする。

一 及び二 (略)

第五十五条から第五十九条まで（現行のとおり）

（評価書案の作成等）

第六十条 条例第四十八条第一項の規定による評価書案の作成は、技術指針及び別表第七に掲げる評価書案の構成基準に基づき行わなければならない。

2から4まで（現行のとおり）

（評価書案等の提出時期）

第六十一条 条例第四十八条第一項の規則で定める時期は、別表第八の上欄に掲げる対象事業の種類ごとに、同表の下欄に掲げる時期（対象事業が都市計画に定められる場合にあつては、知事が必要であると認める場合を除き、当該時期又は都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する公告の日の三月前の日のいずれか早い日）とする。ただし、同表の下欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業を実施する前とする。

第六十二条から第七十三条まで（現行のとおり）

（対象事業についての変更の届出等）

第七十四条 条例第六十二条第一項の規定による届出は、条例第四十条第一項第一号に掲げる事項又は同項第二号の対象事業の名称を変更しようとするときにあつては氏名等変更届（別記第四十五号様式）により、同号の対象事業の目的又は内容を変更しようとするときにあつては事業内容等変更届（別記第四十五号様式の二）により、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止（廃止）届（別記第四十六号様式）により行わなければならない。

2 条例第六十二条第一項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

第五十五条から第五十九条まで（略）

（評価書案の作成等）

第六十条 条例第四十八条の規定による評価書案の作成は、技術指針及び別表第七に掲げる評価書案の構成基準に基づき行わなければならない。

2から4まで（略）

（評価書案等の提出時期）

第六十一条 条例第四十八条の規則で定める時期は、別表第八の上欄に掲げる対象事業の種類ごとに、同表の下欄に掲げる時期（対象事業が都市計画に定められる場合にあつては、知事が必要であると認める場合を除き、当該時期又は都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する公告の日の三月前の日のいずれか早い日）とする。ただし、同表の下欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業を実施する前とする。

第六十二条から第七十三条まで（略）

（対象事業についての変更の届出等）

第七十四条 条例第六十二条第一項の規定による届出は、条例第四十条第一項第一号又は第一号に掲げる事項を変更しようとするときにあつては変更届（別記第四十五号様式）により、対象事業を中止し、又は廃止しようとするときにあつては中止（廃止）届（別記第四十六号様式）により行わなければならない。

一 施設の長さ、敷地面積、処理能力その他の数値で表される対象事業の基本的な諸元の変更以外の変更、当該基本的な諸元が減少する変更又は当該基本的な諸元の増加が十パーセント未満である変更。ただし、環境に相当な程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある変更を除く。

二 変更後の対象事業に係る事業段階関係区市町村長に、変更前の事業段階関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更

三 工期を変更しない変更

四 次に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいずれも変更する必要がない変更

イ 条例第四十条第一項の規定による調査計画書の提出から条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出まで 調査計画書に記載した環境影響評価の項目

ロ 条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出から条例第五十八条第一項の規定による評価書等の提出まで 評価書案に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

ハ 条例第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、条例第三十五条において準用する条例第二十四条の規定による書面の提出から条例第四十八条第一項の規定による評価書案等の提出又は条例第五十八条第二項の規定による評価書等の提出まで 特例環境配慮書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

ニ 条例第五十八条第一項の規定による評価書等の提出から条例第六十八条第一項の規定による工事完了の届出まで 評価書に記載した環境影響評価の項目並びに環境に及ぼす影響の予測及び評価の内容

3| 事業者が法人である場合において、条例第四十八条第一項の規定により知事に提出された評価書案、条例第五十五条第一項の規定により知事に提出された評価書案に係る見解書、条例第五十八条第一項若しくは第二項の規定により知事に提出された評価書、条例第六十五条第一項の規定により知事に提出された事後調査計画書又は条例第六十七条の規定により知事に提出された事後調査報告書に、条例第四十条第一項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に係る変更について記載されているときは、当該評価書案、評価書案に係る見解書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書の提出をもつて、当該事項に係る前項の変更届の提出があつたものとみなす。条例第四十七条第二項、条例第五十二条において準用する条例第十七条第二項若しくは第五項、条例第六十六条第一項又は条例第六十八条第一項の規定により知事に提出された書面についても同様とする。

第七十五条から第七十九条まで (現行のとおり)

別表第一 (第三条、第四条関係)

対象事業及び個別計画の要件

事業の種類	内容	対象事業の規模	個別計画の規模
一 (現行のとおり)	(一) (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(二) 高速自動車国道等の改築(次に掲げるものに限る。以下この項において	改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが	二

2| 事業者が法人である場合において、条例第四十八条の規定により知事に提出された評価書案、条例第五十五条第一項の規定により知事に提出された評価書案に係る見解書、条例第五十八条第一項若しくは第二項の規定により知事に提出された評価書、条例第六十五条第一項の規定により知事に提出された事後調査計画書又は条例第六十七条の規定により知事に提出された事後調査報告書に、条例第四十条第一項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に係る変更について記載されているときは、当該評価書案、評価書案に係る見解書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書の提出をもつて、当該事項に係る前項の変更届の提出があつたものとみなす。条例第四十七条第二項、条例第五十二条において準用する条例第十七条第二項若しくは第五項、条例第六十六条第一項又は条例第六十八条第一項の規定により知事に提出された書面についても同様とする。

第七十五条から第七十九条まで (略)

別表第一 (第三条、第四条関係)

対象事業及び個別計画の要件

事業の種類	内容	対象事業の規模	個別計画の規模
一 (略)	(一) (略)	(略)	(略)
	(二) 高速自動車国道等の改築(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)	改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが	二

	<p>同じ。)</p> <p>イ 道路構造令 (昭和四十五年政令第三百二十号)第二 条第五号の車 線(同条第六 号の付加追越 車線、同条第 七号の登坂車 線、同条第八 号の屈折車線 及び同条第九 号の変速車線 を除く。以下 同じ。)の数を 増加させるも の</p> <p>ロ 新たに道路 を設けるもの</p> <p>ハ 道路の地下 移設、高架移 設その他の移 設(軽微な移 設として知事 が別に定める ものを除く。) を行うもの</p> <p>ニ 高架の道路 又は橋りよう の施設更新</p>	<p>一キロメートル 未満であつても、 高速自動車国道 等の対象事業の 一部として実施 するもの又は対 象事業を延長し て実施するもの は、軽微なもの として知事が別 に定めるものを 除き、この限り でない。</p>	
--	--	--	--

	<p>第二条第五号 の車線(同条第 六号の付加追 越車線、同条第 七号の登坂車 線、同条第八 号の屈折車線及 び同条第九号 の変速車線を 除く。)の数が 増加すること をいう。以下同 じ。)</p>	<p>一キロメートル 未満であつても、 高速自動車国道 等の対象事業の 一部として実施 するもの又は対 象事業を延長し て実施するもの は、軽微なもの を除き、この限 りでない。</p>	
--	---	---	--

	<p>(四) り) (現行のとおり)</p> <p>四車線以上(改築の結果四車線以上になるものを含む。)で、かつ、改築する区間</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(三) り) (現行のとおり)</p>	<p>四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものとして知事が別に定めるものを除き、この限りでない。</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>(橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)を行うもの</p>		

	<p>(四) (略)</p> <p>四車線以上(改築の結果四車線以上になるものを含む。)で、かつ、</p>	<p>(略)</p>
<p>(三) (略)</p>	<p>四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものを除き、この限りでない。</p>	<p>(略)</p>

		の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものとして知事が別に定めるものを除き、この限りでない。	
二 (現行のとおり)	(一) から(五)まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
三 (現行のとおり)	(一) 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条の新幹線鉄道、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項の鉄道事	(現行のとおり)	(現行のとおり)

		つ、改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものを除き、この限りでない。	
二 (略)	(一) から(五)まで (略)	(略)	(略)
三 (略)	(一) 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条の新幹線鉄道、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項の鉄道事	(略)	(略)

	<p>業の用に供する鉄道若しくは同条第六項の専用鉄道（以下これらを「鉄道」という。）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の建設</p>		
<p>イ 本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）を行うもの ロ 本線路の地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設として知ら</p>	<p>（二）鉄道に係る鉄道の施設又は軌道に係る線路の改良（次に掲げるものに限る。）</p>	<p>改良する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものとして知事が別に定めるものを除き、この限りでない。</p>	<p>改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの（全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良を除く。）</p>

	<p>業（以下「鉄道事業」という。）の用に供する鉄道若しくは同条第六項の専用鉄道（以下「専用鉄道」という。）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受ける軌道（以下「軌道」という。）の建設</p>		
<p>（二）鉄道事業の用に供する鉄道若しくは専用鉄道に係る鉄道の施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設に限る。）又は軌道法に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場</p>	<p>改良する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものを除き、この限りでない。</p>	<p>改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの（全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良を除く。）</p>	<p>改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの（全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良を除く。）</p>

<p>四 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 及び (二) (現行のとおり)</p> <p>(三) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの滑走路の延長</p>	<p>(現行のとおり)</p> <p>次のいずれかに該当するもの イ 航空法施行規則第七十五条第二項の着陸帯の等級(以下「着陸帯の等級」という。)又は飛行場及び航空保安施設の設置及び</p>	<p>(現行のとおり)</p> <p>二</p>		<p>高架の本線路又は橋りょう(本線路に係るものに限る。)の施設更新(橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)を行うもの</p> <p>の</p> <p>高架の本線路又は橋りょう(本線路に係るものに限る。)の施設更新(橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)を行うもの</p> <p>が別に定めるものを除く。)を行うもの</p>		
-------------------	---	---	--------------------------	--	--	--	--

<p>四 (略)</p>	<p>(一) 及び (二) (略)</p> <p>(三) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの滑走路の延長</p>	<p>(略)</p> <p>航空法施行規則第七十五条第二項の着陸帯の等級若しくは飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百五号)別表第一に掲げる</p>	<p>(略)</p> <p>二</p>		<p>に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設に限る。)</p>		
--------------	--	--	---------------------	--	---	--	--

		<p>管理の基準に 関する訓令(昭 和三十二年防 衛庁訓令第百 五号)別表第一 に掲げる滑走 路の長さによ る等級(以下 「滑走路の等 級」という) の変更を伴う もの</p> <p>ロ 着陸帯の等 級がA級の着 陸帯又は滑走 路の等級がa 級の滑走路の 場合は、陸上空 港等にあつて は延長する部 分が五百メー トル以上、陸上 ヘリポートに あつては延長 する部分が五 十メートル以 上のもの</p>	
(四) は陸上空港等又 は陸上ヘリポ ートの施設更新	全てのもの	全てのもの	全てのもの

		<p>滑走路の長さ による等級の 変更を伴うも の又は同項の 規定による等 級がA級の着 陸帯若しくは 同表による等 級がa級の滑 走路の場合は 、陸上空港等 にあつては延 長する部分が 五百メートル 以上、陸上ヘ リポートにあ つては延長す る部分が五十 メートル以上 のもの</p>	
--	--	---	--

<p>五 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 発電所(火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体をいう。以下同じ。)の新設</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 火力による発電にあつては、出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの ロ 水力による発電にあつては、出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの ハ 地熱による発電にあつては、出力の合計が七千五百キロワット以上のもの ニ 原子力による発電にあつては、全てのもの</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(二) 発電所の増設 (三)に該当するものを除</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 火力による</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(既存の施設の全部を除却する場合に限る。)</p>		

<p>五 (略)</p>	<p>(一) 発電所(火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体をいう。以下同じ。)の設置</p>	<p>出力の合計が、火力による発電にあつては十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては二万二千五百キロワット以上のもの、地熱による発電にあつては七千五百キロワット以上のもの、原子力による発電にあつては全てのもの</p>	<p>(略)</p>
	<p>(二) 発電所の増設</p>	<p>増加する出力の合計が、火力に</p>	<p>(略)</p>

く。

発電にあつては、増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの

ロ

水力による発電にあつては、増加する出力の合計が一萬一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの

ハ

地熱による発電にあつては、増加する出力の合計が三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が七千五百キロ

よる発電にあつては五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては一萬一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が二万二千五百キロワット以上のもの、地熱にあつては三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力が七千五百キロワット以上のもの、原子力による発電にあつては全てのもの

	<p>(三) 発電所の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 火力による発電にあつては、次のいずれかに該当するもの (イ) 新たな施設の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のものを除く。 (ロ) 増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が</p>	<p>一</p>
		<p>ニ 原子力による発電にあつては、全てのものの ワット以上の</p>	

--	--	--	--

		ハ 地熱による	
		の ト以上のも 百キロワツ 二万二千五 力の合計が 更新後の出 上かつ施設 ロワット以 二百五十キ が一万一千 出力の合計 (ロ)増加する 除く。)	
		するものを (ロ)に該当 上のももの ロワット以 二千五百キ 合計が二万 設の出力の (イ)新たな施	
		ものは、次のいずれ 発電にあつて 水力による	
		のもの ワット以上 五百キロ 十二万二千	

(四) 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第二号の送電	(現行のとおり)	発電にあつては、次のいずれかに該当するもの (イ) 新たな施設の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの(ロ)に該当するものを除く。 (ロ) 増加する出力の合計が三千七百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの	(現行のとおり)

(三) 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第二号の送電	(略)		(略)

	(五)	線路（架空線のものに限る。以下「送電線路」という。）の新設		
	(六)			
	(七)	送電線路の移設（鉄塔の移設を伴う場合に限る。）	電圧が十七万ボルト以上で、かつ、移設する区間の長さが一キロメートル以上のもの	＝
	(八)	送電線路の施設更新（鉄塔の除却を伴う場合に限る。）	電圧が十七万ボルト以上で、かつ、施設更新を行う区間の長さが一キロメートル以上のもの	＝
六（現行のとおり）	(一) 及び (二)（現行のとおり）			
七（現行のとおり）	(一) 及び (二)（現行のとおり）			

	(四)	線路（架空線のものに限る。以下「送電線路」という。）の新設		
	(五)			
	(三)	危険物の規制		
六（略）	(一) 及び (二)（略）			
七（略）	(一) 及び (二)（略）			

	(五) 石油貯蔵所の施設更新	次に次のいずれかに該当するものイ 新たな施設の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの(ロに該当するものを除く。)	二	(現行のとおり)	(四) 石油貯蔵所の増設(五に該当するものを除く。)	
	(三) 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第二条第二号の屋外タンク貯蔵所(原油、揮発油、灯油、軽油又は重油を貯蔵するものに限る。以下「石油貯蔵所」という。)の新設	(現行のとおり)	(現行のとおり)			

	(四) 石油貯蔵所の増設	増加する貯蔵能力が一万五千キロリットル以上で、かつ貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの	(略)	に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第二条第二号の屋外タンク貯蔵所(原油、揮発油、灯油、軽油又は重油を貯蔵するものに限る。以下「石油貯蔵所」という。)の設置		
--	--------------	--	-----	---	--	--

<p>八 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 製造業(物品の加工修理業を含む。)に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項のばい煙発生施設、同条第九項の一般粉じん発生施設及び同条第十項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの ロ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第二条第一項第二号の建築面積(以下「建築面積」という。)の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの ロ 建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>			<p>ロ 増加する貯蔵能力の合計が一万五千キロリットル以上で、かつ、施設更新後の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p>	
-------------------	---	---	---	--	--	---	--

<p>八 (略)</p>	<p>(一) 製造業(物品の加工修理業を含む。)に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項のばい煙発生施設、同条第十項の一般粉じんの発生施設及び同条第十一項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二</p>	<p>工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第二条第一項第二号の建築面積(以下「建築面積」という。)の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上又は建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>				
--------------	--	---	---	--	--	--	--

	<p>の特定施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の特定施設を有するもの（以下「工場」という。）の新設</p>		
<p>(二) 工場の増設 (三)に該当するものを除く。</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの ロ 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、増設</p>	

	<p>項の特定施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項の特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項の特定施設を有するもの（以下「工場」という。）の新設</p>		
<p>(二) 工場の増設</p>	<p>増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの又は増加する建築面積が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの又は増加する建築面積が三千平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>	

	(三) 新工場の施設更	後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの	後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの
		次のいずれかに該当するもの イ 既存の施設の全部を除却する場合、新たな工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの ロ 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの ハ 新たな施設の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの(三に	次のいずれかに該当するもの イ 既存の施設の全部を除却する場合、新たな工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの ロ 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの ハ 新たな施設の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの(三に

九（現行のとおり）	(一) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号の終末処理場の新設	次のいずれかに該当するもの イ 終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの ロ 終末処理場の汚泥処理能力（固形物量）の合計が一日当たり百トン以上のもの	該当するものを除く。） 二 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの
		次のいずれかに該当するもの イ 終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの ロ 終末処理場の汚泥処理能力（固形物量）の合計が一日当たり二百トン以上のもの	該当するものを除く。） 二 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの

九（略）	(一) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号の終末処理場の設置	終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの又はその汚泥処理能力（固形物量）の合計が一日当たり百トン以上のもの	終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの又はその汚泥処理能力（固形物量）の合計が一日当たり二百トン以上のもの

	(三) 終末処理場の 施設更新	次のいずれかに該当するもの イ 既存の施設の全部を除却する場合、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が	次のいずれかに該当するもの イ 既存の施設の全部を除却する場合、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が
	(二) 終末処理場の増設(三)に該当するものを除く)	次のいずれかに該当するもの イ 増加する終末処理場の敷地面積が二・五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が五ヘクタール以上のもの ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの	次のいずれかに該当するもの イ 増加する終末処理場の敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの

	(二) 終末処理場の増設	増加する終末処理場の敷地面積が二・五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が五ヘクタール以上のもの又は増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの	増加する終末処理場の敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの又は増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上のもの
--	--------------	---	---

		<p>五ヘクタール 以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設 の一部を除却 する場で、増 加する終末処 理場の敷地面 積が二・五ヘク タール以上で、 かつ、施設更新 後の敷地面積 が五ヘクタール 以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設 の施工区域面 積の合計が五 ヘクタール以 上のもの</p> <p>ニ 新たな施設 の汚泥処理能 力(固形物量) の合計が一日 当たり百トン 以上のもの(ホ に該当するも のを除く)</p> <p>ホ 増加する汚 泥処理能力(固 形物量)の合計 が一日当たり 五十トン以上</p>	<p>十ヘクタール 以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設 の一部を除却 する場で、増 加する終末処 理場の敷地面 積が五ヘク タール以上で、 かつ、施設更新 後の敷地面積 が十ヘクタール 以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設 の施工区域面 積の合計が十 ヘクタール以 上のもの</p> <p>ニ 新たな施設 の汚泥処理能 力(固形物量) の合計が一日 当たり二百ト ン以上のもの (ホに該当す るものを除 く)</p> <p>ホ 増加する汚 泥処理能力(固 形物量)の合計 が一日当たり</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>十（現行のとおり）</p>	<p>(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の一般廃棄物処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項第七号の焼却施設、同項第九号のばいじん又は焼却灰の処理施設、同項第十号の高速堆肥化処理施設、同項第十一号の</p>	<p>ごみ処理施設の種類ごとの処理能力の合計（<u>（二）及び（三）において単に「処理能力の合計」という。</u>）が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>（現行のとおり）</p>
		<p>で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>百トン以上で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>

<p>十（略）</p>	<p>(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の一般廃棄物処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第四条第一項第七号の焼却施設、同項第九号のばいじん又は焼却灰の処理施設、同項第十号の高速堆肥化処理施設、同項第十一号の</p>	<p>ごみ処理施設の種類ごとの処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>（略）</p>

	<p>破砕施設 同項 第十三号の選 別施設及び同 項第十四号の 固形燃料化施 設(以下「ごみ 処理施設」とい う。)の新設</p>		
	<p>(二) ごみ処理施設 の増設(三に該 当するものを 除く。)</p>	<p>増加する処理 能力の合計が一 日当たり百トン 以上で、かつ、増 設後の処理能力 の合計が一日当 たり二百トン以 上のもの</p>	<p>(現行のとおり)</p>

	<p>破砕施設 同項 第十三号の選 別施設及び同 項第十四号の 固形燃料化施 設(以下「ごみ 処理施設」とい う。)の設置</p>		
	<p>(二) ごみ処理施設 の増設</p>	<p>増加するごみ 処理施設の種 類ごとの処理 能力の合計が 一日当たり百 トン以上で、 かつ、増設後 のごみ処理施 設の種類ごと の処理能力の 合計が一日 当たり二百</p>	<p>(略)</p>

	<p>(三) 〓ごみ処理施設の施設更新</p>	<p>次に掲げるもののうち、イ 新たな施設の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のも(ロを除く。)</p> <p>ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり二百トン以上で、かつ、施設更新後の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のも</p>	<p>二</p>
	<p>(四) 〓廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項のし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の新設</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(五) 〓し尿処理施設の増設(六)に該</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>

		<p>トン以上のもの</p>	
	<p>(三) 〓廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項のし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(四) 〓し尿処理施設の増設</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	当するものを除く。)		
(六)	し尿処理施設の施設更新	次に該当するもの イ 新たなし尿処理施設の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの (ロに該当するものを除く。) ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上でかつ、施設更新後の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの	＝
(七)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(八)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

(五)	(略)	(略)	(略)
(六)	(略)	(略)	(略)

	<p>(十) 産業廃棄物の中間処理施設の増設(十に該当するものを除く。)</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(九) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号から第十三号の二までの施設(以下「産業廃棄物の中間処理施設」という。)の新設</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの ロ 建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>(現行のとおり)</p>

	<p>(八) 産業廃棄物の中間処理施設の増設</p>	<p>増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上又は増加する建築面積が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>(略)</p>
	<p>(七) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号から第十三号の二までの施設(以下「産業廃棄物の中間処理施設」という。)の設置</p>	<p>産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上又は建築面積が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>(略)</p>

	(十一) 産業廃棄物の 中間処理施設の 施設更新	イ 次のいずれかに該当するもの の既存の施設の全部を 除却する場合、新たな 産業廃棄物の中間処理 施設の用に供する敷地 面積が九千平方メートル 以上のも ロ 既存の施設の一部を 除却する場合、増加す る敷地面積が四千五百 平方メートル以上で、かつ、 施設更新後の敷地面積 が九千平方メートル以上 のもの ハ 新たな施設の建築面 積の合計が三千平方メ ートル以上のもの(二に	平方メートル 以上のもの

十二 ふ頭 の設置	十一 (現行 のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(十二) り)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(十三) り)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
			該当するものを除く。)	二 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの

十二 ふ頭 の新設	十一 (略)	(略)	(略)	(略)
	(九)	(略)	(略)	(略)
	(十)	(略)	(略)	(略)

設置	<p>年法律第二百 一号)第二条第 一号の建築物 (以下この項 において「建築 物」という。) の新築</p>	<p>項第六号(同号ロ の規定を除く。) の建築物の高さ (以下この項に おいて「高さ」と いう。)が百メー トルを超え、かつ、同項第四号 (同号ただし書 は適用しない。) の延べ面積(以下 この項において 「延べ面積」とい う。)が十万平方 メートルを超え るもの。ただし、 条例第四十条第 四項の規則で定 める地域(以下こ の項において「特 定の地域」とい う。)にあつては、 高さが百八十 メートルを超え、 かつ、延べ面積が 十五万平方メー トルを超えるもの</p>	
	<p>(二) 建築物の施設 更新</p>	<p>新たな建築物 の高さが百メー</p>	<p>＝</p>

<p>新築</p>	<p>二百一号) 第二条 第一号の建築物の 新築</p>	<p>項第六号(同号ロ の規定を除く。) の建築物の高さ が百メートルを 超え、かつ、同項 第四号(同号ただ し書は適用しな い。)の延べ面積 が十万平方メー トルを超えるもの。ただし、条例 第四十条第四項 の規則で定める 地域にあつては、 同令第二条第一 項第六号(同号ロ の規定を除く。) の建築物の高さ が百八十メー トルを超え、かつ、 同項第四号(同号 ただし書は適用 しない。)の延べ 面積が十五万平 方メートルを超 えるもの</p>
-----------	--------------------------------------	--

<p>十五（現行のとおり）</p>	<p>(一) 道路の路面外に設置する自動車の駐車のための施設（臨時に設置するものを除く。以下「駐車場」という。）の新設</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(二) 駐車場の増設（(三)に該当するものを除く。）</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
	<p>(三) 駐車場の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 新たな駐車場の同時駐車能力が千台以上</p>	<p>次のいずれかに該当するもの イ 新たな駐車場の同時駐車能力が二千台以上</p>
		<p>トルを超え、かつ、延べ面積が十 万平方メートル を超えるもの。た だし、特定の地域 にあつては、新た な建築物の高さ が百八十メート ルを超え、かつ、 延べ面積が十五 万平方メートル を超えるもの</p>	

<p>十五（略）</p>	<p>(一) 道路の路面外に設置する自動車の駐車のための施設（臨時に設置するものを除く。以下「駐車場」という。）の新設</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(二) 駐車場の増設</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

十六（現行 のとおり）	<p>(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項の卸売市場（以下「卸売市場」という。）の新設</p> <p>(二) 卸売市場の増設（三）に該当するものを除く。）</p>	<p>上（住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。）のもの（ロに該当するものを除く。）</p> <p>ロ 増加する同時駐車能力が五百台以上で、かつ、施設更新後の同時駐車能力が千台以上（住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。）のもの</p>	<p>以上（住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。）のもの（ロに該当するものを除く。）</p> <p>ロ 増加する同時駐車能力が千台以上で、かつ、施設更新後の同時駐車能力が二千台以上（住宅の居住者が利用する自動車の台数を除く。）のもの</p>
		（現行のとおり）	（現行のとおり）
		（現行のとおり）	（現行のとおり）

十六（略）	<p>(一) 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項の卸売市場（以下「卸売市場」という。）の設置</p> <p>(二) 卸売市場の増設</p>	（略）	（略）
		（略）	（略）
		（略）	（略）

十七から二十三まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(三) 卸売市場の施設更新	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合、卸売市場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ施設更新後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が十ヘクタール以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合、卸売市場の用に供する敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積が十ヘクタール以上で、かつ施設更新後の敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が二十ヘクタール以上のもの</p>

十七から二十三まで (略)	(略)	(略)	(略)

二十四（現行のとおり）	(一) 第二種特定 工作物の新設	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(二) 第二種特定 工作物の増設 (三)に該当するものを除く。	増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、増設後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のも。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール以上含む場合に於ては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの	増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、増設後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のも。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合に於ては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの
	(三) 第二種特定 工作物の施設 更新	次のいずれかに該当するもの イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のも（ロ本文に該当するものを除く）。ただし、事業区域に樹林地等を十五ヘクタール	次のいずれかに該当するもの イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のも（ロ本文に該当するものを除く）。ただし、事業区域に樹林地等を三十ヘクタール

二十四（略）	(一) 第二種特定 工作物の設置	(略)	(略)
	(二) 第二種特定 工作物の増設	増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、増加後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のも。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール以上含む場合に於ては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの	増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、増加後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のも。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合に於ては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの

二十五及び二十六（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>ル以上含む場合にあっては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの（ロただし書に該当するものを除く。）</p> <p>ロ 増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール以上含む場合にあっては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの</p>	<p>ル以上含む場合にあっては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの（ロただし書に該当するものを除く。）</p> <p>ロ 増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあっては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの</p>
------------------	----------	---	---

二十五及び二十六（略）	（略）	（略）	（略）
-------------	-----	-----	-----

備考

- 一 この表の施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
- 二 この表の施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。ただし、この表の一の項に規定する高架の道路又は橋りよりの施設更新及び同表の三の項に規定する高架の本線路又は橋りよう（本線路に係るものに限る。）の施設更新については、この限りでない。
- 三 条例別表備考に規定する同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

別表第二から別表第五まで（現行のとおり）

別表第六（第五十一条関係）

良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域

区市町村	地域
一（現行のとおり）	（現行のとおり）
二（現行のとおり）	明石町、入船一丁目、入船二丁目、入船三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、

別表第二から別表第五まで（略）

別表第六（第五十一条関係）

良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域

区市町村	地域
一（略）	（略）
二（略）	明石町、入船一丁目、入船二丁目、入船三丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、

<p>三 (現行のとおり)</p>	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布十番一丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、海岸一丁目、港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦三丁目、</p>
	<p>築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、豊海町、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋小網町、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目</p>

<p>三 (略)</p>	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布十番一丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、海岸二丁目、港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦三丁目、</p>
	<p>築地四丁目、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、豊海町、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、八丁堀四丁目、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目</p>

	芝浦四丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、台場一丁目、台場二丁目、高輪二丁目、高輪三丁目(高輪四丁目)、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、三田三丁目、三田四丁目、南青山一丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目
四 (現行のとおり)	歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、北新宿一丁目、北新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、内藤町、西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿五丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目及び西新宿八丁目
五から九まで (現行のとおり)	(現行のとおり)
十 大田区	羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目

	芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、台場一丁目、台場二丁目、高輪二丁目、高輪三丁目(高輪四丁目)、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、三田三丁目、三田四丁目、南青山一丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目
四 (略)	歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、北新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、雷久町、内藤町、西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿五丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目、西新宿八丁目及び余丁町
五から九まで (略)	(略)

十一 (現行のとおり)	(現行のとおり)
十二 (現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第七 (現行のとおり)

別表第八 (第六十一条関係)

評価書案等の提出時期

対象事業の種類	提出時期
一から九まで (現行のとおり)	(現行のとおり)
十 (現行のとおり)	次に掲げる行為のうち、最初に行 う行為の前 (一) (現行のとおり) (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に關す る法律第八条第一項、第九条第一 項、第十五条第一項若しくは第十 五条の二の六第一項の規定に基 づく許可の申請又は同法第九条 第三項(第十五条の二の六第三項 において準用する場合を含む。) 第九条の三第二項若しくは第八 項の規定に基づく届出 (三)から(四)まで (現行のとおり)
十一 (現行のとおり)	(現行のとおり)
十二 ふ頭の設置	(現行のとおり)
十三 住宅団地の設置	次に掲げる行為のうち、最初に行

十 (略)	(略)
十一 (略)	(略)

別表第七 (略)

別表第八 (第六十一条関係)

評価書案等の提出時期

対象事業の種類	提出時期
一から九まで (略)	(略)
十 (略)	次に掲げる行為のうち、最初に行 う行為の前 (一) (略) (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に關す る法律第八条第一項又は第十五 条第一項の規定に基づく許可の 申請並びに同法第九条の三の規 定に基づく届出 (三)から(四)まで (略)
十一 (略)	(略)
十二 ふ頭の新設	(略)
十三 住宅団地の新設	次に掲げる行為のうち、最初に行

<p>十四 高層建築物の設置</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行 う行為の前</p> <p>(一) (現行のとおり)</p> <p>(二) 建築基準法第六条第一項若し くは第六条の二第一項の規定に 基づく確認の申請、同法第十八条 第二項の規定に基づく通知、同法 第五十九条の二第一項、第八十六 条第三項若しくは第四項若しく は第八十六条の二第二項若しく は第三項の規定に基づく許可の 申請又は同法第八十六条第一項 若しくは第二項若しくは第八十 六条の二第一項の規定に基づく 認定の申請</p> <p>(三) から(五)まで (現行のとおり)</p> <p>(六) 都市再開発法第七条の九第一 項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(七) (現行のとおり)</p>
	<p>う行為の前</p> <p>(一) (現行のとおり)</p> <p>(二) 建築基準法第六条第一項若し くは第六条の二第一項の規定に 基づく確認の申請、同法第十八条 第二項の規定に基づく通知、同法 第五十九条の二第一項、第八十六 条第三項若しくは第四項若しく は第八十六条の二第二項若しく は第三項の規定に基づく許可の 申請又は同法第八十六条第一項 若しくは第二項若しくは第八十 六条の二第一項の規定に基づく 認定の申請</p> <p>(三) から(五)まで (現行のとおり)</p> <p>(六) 都市再開発法第七条の九第一 項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(七) (現行のとおり)</p>

<p>十四 高層建築物の新築</p>	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行 う行為の前</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 建築基準法第六条第一項若し くは第六条の二第一項の規定に 基づく確認の申請、同法第十八条 第二項の規定に基づく通知又は 同法第五十九条の二第一項若し くは第八十六条第三項若しくは 第四項の規定に基づく許可の申 請</p>
	<p>う行為の前</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 建築基準法第八十六条第一項 若しくは第二項の規定に基づく 認定の申請又は同条第三項若し くは第四項の規定に基づく許可 の申請</p> <p>(三) から(五)まで (略)</p> <p>(六) 都市再開発法(昭和四十四年 法律第三十八号)第七条の九第一 項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(七) (略)</p>

十五から二十六まで（現行のとおり）	申請又は同法第八十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定に基づく認定の申請 （現行のとおり）
	（現行のとおり）

別表第九（第六十七条関係）

評価書案に係る見解書の構成基準

第一 評価書案に係る見解書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

1 から 6 まで（現行のとおり）

7 条例第 68 条第一項第 2 号に掲げる事項を変更した場合は、変更前及び変更後の内容、変更年月日並びにその理由

8（現行のとおり）

第 2（現行のとおり）

別表第十から別表第十二まで（現行のとおり）

別記

第一号様式から第二十九号様式まで（現行のとおり）

十五から二十六まで（略）	（略）
	（略）

別表第九（第六十七条関係）

評価書案に係る見解書の構成基準

第一 評価書案に係る見解書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

1 から 6 まで（略）

7 条例第 68 条第 2 号に掲げる事項を変更した場合は、変更前及び変更後の内容、変更年月日並びにその理由

8（略）

第 2（略）

別表第十から別表第十二まで（略）

別記

第一号様式から第二十九号様式まで（略）

第30号様式(第47条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名 住 所	(印)
氏 名 等 変 更 届	〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕
対象計画(の案)について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例	
第37条第1項の規定により届け出ます。	
対象計画(の案)の種別	個別計画 ・ 広域複合開発計画
対象計画(の案)の名称	
変更前の事項	
変更後の事項	
変更の理由	
変更年月日	
連絡先	
受付番号	

(日本工業規格A列4番)

第30号様式(第47条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名 住 所	(印)
変 更 届	〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕
対象計画(の案)について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例	
第37条第1項の規定により届け出ます。	
対象計画(の案)の種別	個別計画 ・ 広域複合開発計画
対象計画(の案)の名称	
変更前の事項	
変更後の事項	
変更の理由	
変更年月日	
連絡先	
受付番号	

(日本工業規格A列4番)

東京都知事 _____ 殿	年 _____ 月 _____ 日
氏 名 _____	(印)
住 所 _____	〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 〕
計 画 案 内 容 等 変 更 届	
対象計画 (の案) について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例	
第37条第1項の規定により届け出ます。	
対象計画 (の案) の種別	個別計画 _____ ・ _____ 広域複合開発計画
対象計画 (の案) の名称	_____
変更前の事項	_____
変更後の事項	_____
変更の理由	_____
変更年月日	_____
連絡先	_____
受付番号	_____

(日本工業規格A列4番)

第三十一号様式から第三十七号様式まで (現行のとおり)

第三十一号様式から第三十七号様式まで (略)

第38号様式(第60条関係)

東京都知事 殿	氏名 住所	年 月 日	(印)
環境影響評価書案等提出書			
東京都環境影響評価条例第48条第1項の規定により、環境影響評価書案及びその概要を提出します。			
対象事業の名称			
対象事業の種類			
連絡先	(電話番号)		
※ 受付番号			
※※ 受付年月日			
備考 ※印の欄には、受付番号が発行されている場合のみ記入すること。 ※※印の欄には、記入しないこと。			

(日本工業規格A列4番)

第38号様式(第60条関係)

東京都知事 殿	氏名 住所	年 月 日	(印)
環境影響評価書案等提出書			
東京都環境影響評価条例第48条の規定により、環境影響評価書案及びその概要を提出します。			
対象事業の名称			
対象事業の種類			
連絡先	(電話番号)		
※ 受付番号			
※※ 受付年月日			
備考 ※印の欄には、受付番号が発行されている場合のみ記入すること。 ※※印の欄には、記入しないこと。			

(日本工業規格A列4番)

第四十号様式から第四十四号様式まで（現行のとおり）

環境影響評価書案等受付書		号 日
あて		第 年 月
東京都知事		印
記		
東京都環境影響評価条例第48条第1項の環境影響評価書案及びその概要を下記のとおり受け付けました。		
1	対象事業の名称	
2	受付番号	
3	受付年月日	

(日本著作権A列四番)

第四十号様式から第四十四号様式まで（略）

環境影響評価書案等受付書		号 日
あて		第 年 月
東京都知事		印
記		
東京都環境影響評価条例第48条の環境影響評価書案及びその概要を下記のとおり受け付けました。		
1	対象事業の名称	
2	受付番号	
3	受付年月日	

(日本著作権A列四番)

第45号様式(第74条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名 所 住 所	(印)
〔 法人にあつては、名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地 〕	
氏 名 等 変 更 届	
対象事業について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例第62条 第1項の規定により届け出ます。	
対象事業の名称	
変更前の事項	
変更後の事項	
変更の理由	
変更年月日	

(日本工業規格A列4番)

連絡先	(電話番号)
受付番号	

第45号様式(第74条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名 所 住 所	(印)
〔 法人にあつては、名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地 〕	
変 更 届	
対象事業について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例第62条 第1項の規定により届け出ます。	
対象事業の名称	
変更前の事項	
変更後の事項	
変更の理由	
変更年月日	

(日本工業規格A列4番)

連絡先	(電話番号)
受付番号	

第45号様式の2 (第74条関係)

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名	(印)
住 所	(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
事業内容等変更届	
対象事業について次のとおり変更するので、東京都環境影響評価条例第62条第1項の規定により届け出ます。	
対象事業の名称	
変更前の事項	
変更後の事項	
変更の理由	
変更年月日	
連絡先	(電話番号)
受付番号	

(日本工業規格A列4番)

第四十六号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

第四十六号様式から第四十九号様式まで (略)